

事業主様・事務ご担当者様

関西文紙情報産業健康保険組合

### 番号制度導入に伴う「届書」の様式改正について（お知らせ）

標記のことにつきまして、平成28年12月28日付、厚生労働省令の改正により新様式が示され、平成29年1月1日より施行されましたのでお知らせします。

なお、当分の間は、改正前の様式（旧用紙）も使用できるとされておりますので併せてお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 「健康保険 被保険者 資格取得届」について 厚生年金保険

- ①平成29年1月1日以降の届出につきましては、同封いたしました新様式の「被保険者資格取得届」を使用してください。
- ②新様式の届書は単票（1枚もの）となっております。届出にあたっては、健康保険分・厚生年金保険分、各1枚（合計2枚）を作成してください。
- ③健康保険分の届書には、必ず個人番号（マイナンバー）を記入してください。

すでにご案内のとおり、平成29年1月から、日本年金機構（年金事務センター）への回付事務を廃止させていただきます。

このため、「健康保険分」の届書と「厚生年金保険分」の届書は、健康保険組合と年金事務センターに、それぞれ分けて提出していただきますようお願いいたします。

#### 《経過措置について》

- 改正前の様式（複写式：個人番号欄なし）を使用する場合は、健康保険分の届書には、個人番号を備考欄等に記入していただくか、同封いたしました「健康保険（被保険者）個人番号届」により届出してください。

#### 2. 「健康保険 被扶養者（異動）届」について

- ①新様式が決定するまで、現行の“複写式”の届書（様式）を使用してください。
- ②個人番号は、備考欄に記入していただくか、同封いたしました「健康保険（被扶養者）個人番号届」を添付して届出してください。
- ③配偶者（20歳以上60歳未満）の届出のときは、被扶養者の認定後に、「国民年金第3号被保険者関係届」を日本年金機構（事務センター）に、直接提出してください。その際には、健康保険組合からの扶養認定にかかる「認定の通知」か「被保険者証」の写しの添付、または事業主による証明（書）の添付が必要となります。

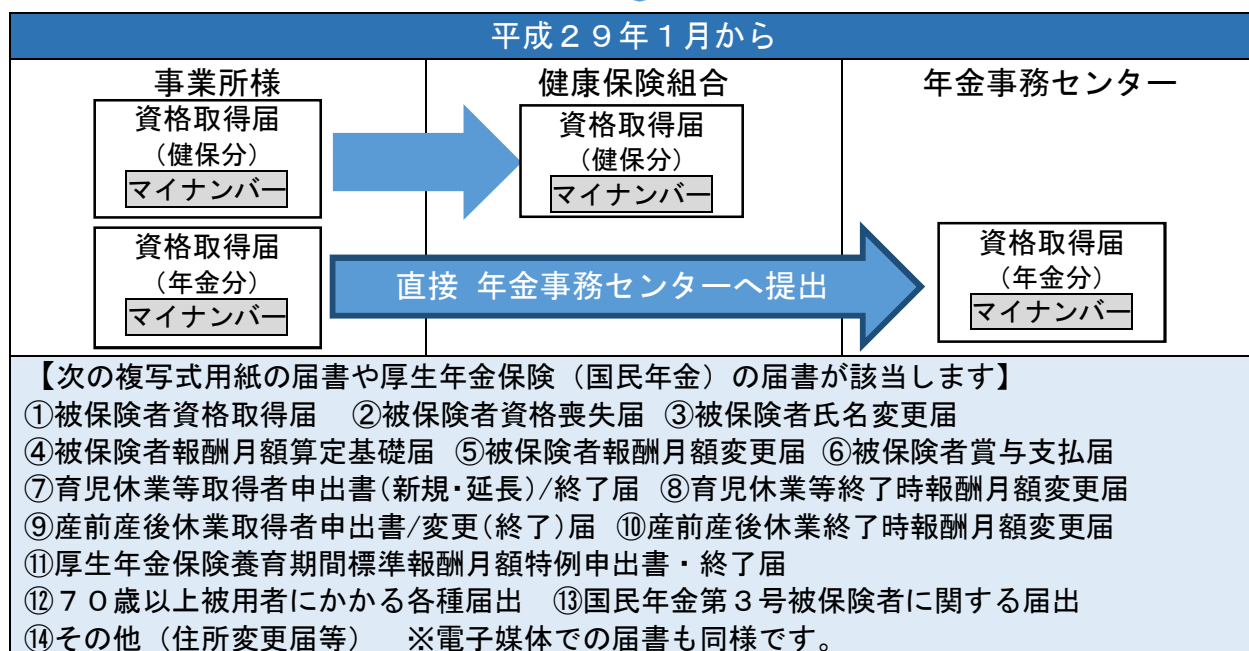
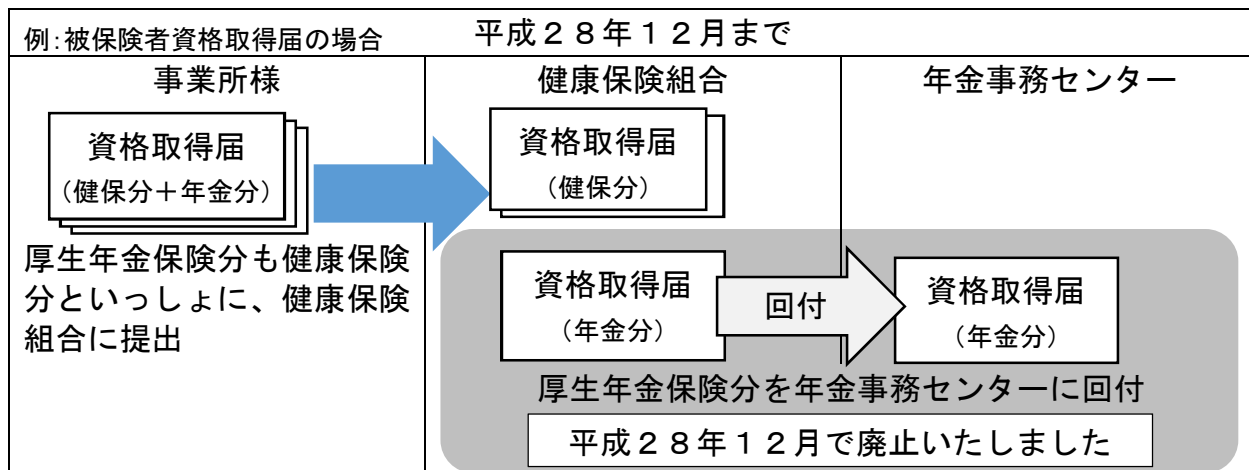
同封いたしました各様式は組合ホームページからもダウンロードできます

このことについての、お問合せは06-6765-9212（適用課）までお願いします

# 事業主様・事務ご担当者様へ お知らせ

平成 29 年 1 月から 厚生年金保険分の届書は、健康保険分と分けて直接、日本年金機構（事務センター）に提出してください。

個人番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、健康保険組合が厚生年金保険（国民年金）にかかる個人番号を取り扱うことが、番号法の規定に抵触することによるものです。ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



## 厚生年金保険（国民年金）に関する届書の提出先

郵便番号と名称（日本年金機構〇〇事務センター）を記載するだけで各センターに届きます

541-8533	日本年金機構 大阪広域事務センター（奈良県含む）		
600-8642	京都事務センター	460-8565	愛知事務センター
520-8515	滋賀事務センター	420-8777	静岡事務センター
651-8514	兵庫事務センター	330-8530	埼玉広域事務センター
514-8575	三重事務センター	135-8071	東京広域事務センター

平成 28 年 10 月 25 日付で、「個人番号制度の導入に伴う届書回付事務の廃止について」として郵送でお知らせしております。また、組合ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

このことに関するお問合せは、06-6765-9212（適用課）まで

関西文紙情報産業健康保険組合